

平成31年千葉市教育委員会会議  
第4回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 平成31年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成31年4月17日(水)

午後2時00分開会

午後2時55分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	中野 義澄
	委 員	和田 麻理
	委 員	小西 朱見
	委 員	千葉 雅昭
	委 員	藤川 大祐

## 出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	学 校 施 設 課 長	森永 成
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	学 事 課 長	山下 敦史
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	教 育 支 援 課 長	木内 克英
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	保 健 体 育 課 長	古山 智和
千 葉 高 等 学 校 長	遠藤 明男	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
稲 毛 高 等 学 校 長	佐藤 啓之	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
総 務 課 長	南 久志	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
企 画 課 長	山崎 二郎	文 化 財 課 長	滝田 希成
教 育 職 員 課 長	柳橋 伸彦	総 務 課 総 括 主 幹	大須賀 隆之
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 直子

書 記	総務課総務班主査	金井 昌樹	総務課主任主事	安藤 俊介
-----	----------	-------	---------	-------

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より千葉委員を指名
- 4 会期の決定  
平成31年4月17日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
平成31年第2回定例会及び第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定  
議案第21号から第23号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 平成31年4月1日付職員の人事の概要について  
柳橋教育職員課長より報告があった。  
報告事項(2) 平成30年度末における市立高等学校の進路状況について  
遠藤千葉高等学校長及び佐藤稲毛高等学校長より報告があった。
  - (2) 議決事項  
議案第20号 陳情について  
鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第2号について、不採択と議決した。  
議案第21号 平成31年度補正予算について  
森永学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第22号 千葉県個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について  
議案第23号 千葉県個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について  
南総務課長より一括で説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
  - (3) 臨時代理報告

## 報告第6号 学校職員服務規程の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成31年4月1日付職員の人事の概要について

磯野教育長 報告事項(1) 平成31年4月1日付職員の人事の概要について、教育職員課長、説明をお願いします。

柳橋教育職員課長 報告事項(1)「平成31年4月1日付人事異動の概要について」報告します。

管理職人事については、3月8日の教育委員会会議第1回臨時会で議決いただきました。3月14日に各学校に内示を行い、28日に辞令交付式を実施、4月1日には異動者が異動先に着任いたしました。

各学校では、新年度の体制となったところですが、改めて、人事異動の概要について報告いたします。

報告に入る前に3点資料の修正をお願いいたします。

1点目、「1 異動総数について」の校種ですが、「高等学校」となっておりますが、これは「市立高校」となります。

2点目、「1 異動総数について」の欄外「※高校 行政から異動2名含む」をカットしていただければと思います。

3点目、「3 管理職の登用」の欄外中「日本人学校帰還者」をカットしていただければと思います。

大変申し訳ありませんでした。

まず、「1」の今年度の異動総数ですが、小・中・特別支援学校・高等学校を合わせて1,218人で、昨年度末より45人の減となっています。

また、「2」の新規採用教員数ですが、小学校94人、中学校70人、特別支援学校9人、市立高等学校4人の計177人で、昨年度より4人の減となっています。その他に、養護教諭11人、事務職員5人、栄養職員3人、合わせて19人を新たに採用しました。

これにより、平成21年度以降、今年度までの10年間において、小・中・特別支援・養護教諭の合計で1,851人の教職員を新規採用したこととなります。

次に「3」の管理職の登用ですが、校長の新規登用数は46人、副校長の新規登用者0人、教頭の新規登用数は58人で、昨年度より校長は4人減、副校長は1人減、教頭は2人減でございます。

「4」の再任用校長ですが、本年度初めて、小学校2人、中学校1人、計3人の退職校長を採用したところでございます。

また、「5」の管理職のうち女性管理職の数は、校長24人、教頭66人の合計90人となり、昨年度より16人の増となっております。

女性管理職の割合は、「6」に示したように、本年度は26.2%となり、昨年度に比べ増えております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

小西委員 女性管理職の割合なんですけれども、5年前に比べかなり増えており、素晴らしいことだと思いました。特に増やすために力を入れている事があれば教えていただければと思います。

柳橋教育職員課長 教務主任に女性の先生を積極的に登用しているところです。なかなか教務主任になりたがらない先生も多いですが、力のある先生にお声掛けをして、積極的に登用することによって、それが女性教頭、校長につながっていると思います。

小西委員 ありがとうございます。千葉市の男女共同参画基本計画でも3割という1つの目安がありますので、3割を目指して頑張っていただければと思います。

もう1点質問ですが、学校の先生の育児休業の取得割合について統計を取ってますか。

柳橋教育職員課長 統計は取っておりますが、手元にはございませんので後ほど報告させていただきます。

小西委員 できれば男性と女性それぞれ何%程度か教えていただければと思います。

磯野教育長 後ほど資料提供ということで。そのほかどうでしょうか。

中野委員 新任の採用職員177人のうち大学を卒業されてストレートに採用されたのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

柳橋教育職員課長 正確な数字は手元にはございませんが、講師も含めて割合としては半々程度と思われます。正確な数字は後ほど報告させていただきます。

## 報告事項(2) 平成30年度末における市立高等学校の進路状況について

磯野教育長 報告事項(2) 平成30年度末における市立高等学校の進路状況について、千葉高等学校長、稲毛高等学校長、順に説明をお願いいたします。

遠藤千葉高等学校長 千葉高校校長の遠藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本校の学年構成は、普通科7クラス280名、理数科1クラス40名、合計8クラス320名が定員となっております。

それでは、平成30年度 千葉高校の進路状況について、報告いたします。

「平成30年度千葉市立千葉高等学校進路概要」をご覧ください。

最初に、卒業生の人数及び進路決定状況について、説明します。

資料左側の一番下、＜参考＞の部分をご覧ください。平成30年度卒業生は普通科277名、理数科39名、合計316名でした。

続いて、資料右側の一番下、進路決定状況をご覧ください。進学先といたしまして、平成30年度は、大学進学のうち文系が119名、理系が92名、併せて大学進学が211名、浪人・未定が99名でした。その他として6名となっておりますが、その内訳は、短大3名、専門学校3名で、就職はありませんでした。進路決定率は、68.7%となり、前年度は74.2%で7割を超えておりましたので、浪人して次年度に再チャレンジする人数が増えたということになります。

次に、大学合格者数について報告します。資料の左側、一番上の表をご覧ください。最初に国公立大学ですが、30年

度の合格者は、現役49名、浪人27名、合計76名となっております。この資料は4月2日現在となっておりますが、資料提出後、現役が1名増えまして、現役が50名となり、合計77名となっております。具体的には首都大学東京に1名合格しております。主な国公立大学の表をご覧くださいますと、東京大学をはじめ、北海道大学、東北大学、筑波大学などに合格しており、千葉大学は現役が15名、浪人9名の合計24名でした。なお、今年度は東京大学に2名合格することができたのですが、そのうち1名が現役で合格しております。

次に私立大学です。私立大学は国公立大学と違い、一人の生徒で複数の合格を得ることができますので、合格者数は延べ数となっております。表には主な私立大学として、本校の受験者の多い9校を掲載してありますが、30年度の現役では、早稲田19名、慶応6名、上智5名、東京理科24名、以下ご覧のとおりとなっております。この数は例年と大きな変動はありません。

次に資料の右側をご覧ください。普通科・理数科、それぞれの現役の大学合格者数を報告いたします。国公立大学におきましては、普通科で41名、理数科においては9名が合格をしております。なお、主な国公立大学、主な私立大学の合格者数につきましても、それぞれ記載しておりますが、千葉大学の合格者数が減少いたしました。それが全体の国公立大学合格者数の減少の要因になっていると思っております。

最後に、国公立大学の受験者数及び、千葉大学の受験・合格状況についてご報告します。資料右下の国公立大学受験者数をご覧ください。国公立全体の中で、前期入試受験者数は126名と前年度とほぼ同じ数となっております。したがって、今年も約4割の生徒が国公立大学を受験したことになります。また、その中で千葉大学受験者数が約半数を占めており、本校の多くの生徒が目標としていることがわかります。資料左下に千葉大学受験状況・合格状況を掲載しておりますが、30年度は、前期後期合わせて74名の現役生が受験し、15名が合格、合格率は20.3%であります。千葉大学の合格率は、昨年度が35.9%でしたのでそれを下回る結果となりました。各学部とも今年苦戦したことがわか

ります。

以上、簡単ではございますが、進路概要について報告いたしました。なお、次のページに「市立高等学校の進路状況について」と題しまして、大学及び学部別の合格状況について、詳しく報告をさせていただいております。後ほど確認いただければと思います。

今回の大学入試結果の特徴ですが、現役生の国公立大学合格者は50名でございました。過去を振り返りますと平成25年度までは、国公立大学の現役合格者数は40名程度で推移しておりました。26年度以降は、4年間、50名を超える合格者が出ております。ただ、大学入試においては、ますます知識だけではなく、より思考力が問われるようになってきている現状を考えまして、今後さらに授業の改善や進学補習の改善に努める必要があると考えておりますし、今後、ますます英語力の向上が求められて参りますので、英語力の定観測に努めて参りたいと思っております。

最後に、この機会に、進路状況からは離れますが、スーパーサイエンスハイスクールの取組について、触れさせていただきます。資料はございません。一昨年度、文部科学省から第3期のSSHに指定され、さらに昨年度から3年間、基礎枠に加えて科学技術人材育成重点枠の指定を受けております。この重点枠というのは、すでにSSHの指定を受けている全国約200校の中から、地域の科学人材育成に貢献するなど、優れた取組に対して、追加の支援がされるもので、現在は全国で20校程度しか指定されていないものです。本校の取組が、国から高く評価されることは、学校にとっても非常に大きな力となっております。今年度は第3期の中間評価を受ける年にあたっております。今後も、スーパーサイエンスハイスクール事業がより発展するように職員一丸となって取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 ありがとうございます。引き続き稲毛高等学校長お願いいたします。

佐藤稲毛高等学校長 稲毛高校の校長の佐藤でございます。どうぞよろしく願います。

稲毛高校は1学年あたり普通科が7クラス280名、国際



教養科が1クラス40名の8クラス構成となっております。普通科の7クラスのうち2クラス80名は附属中学校からのいわゆる内進生、残りの5クラス200名は高校から入学する外進生でございます。

それでは平成30年度の稲毛高校の進路状況について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。

昨年度末の卒業生数は合計322名、附属中の第7期生にあたる生徒達が卒業いたしました。このうち277名の進路の決定状況ですが、進路決定率は、86.0%でした。前年度が84.0%でしたので、若干の増となっております。

進路決定状況の内訳は、国公立大31名、私立大学237名、短大3名、専門学校3名、その他海外の大学2名で内訳はオーストラリア1名、台湾1名、留学準備の生徒が1名です。また、就職はありませんでした。

次に大学の合格状況ですが、左側6ページ「合格状況」の資料をご覧ください。

左上の国公立大学は現役・浪人合わせて41名、うち現役が36名という結果でした。数が昨年度より多少増加しております。私立の志向が年々強まっているところではありますが、千葉大の合格者が昨年度より増加したことが要因であると分析しております。残念ながら東京大学への合格者はありませんでしたが、現役と浪人合わせますと、北海道大学に2名、東北大学に2名、一橋大学に1名合格するなど、よく頑張っていると判断しております。

その次にある私立大学ですが、慶応大学の現役合格者が昨年の9名から5名に減少しております。早稲田大学は、32名から26名へ減少しております。一方、上智大学は、昨年の19名から24名へ増加しております。

難関私立大学いわゆるMARCHですが、現役合格者が212名で、昨年度に比べると若干ではありますが増加しております。

全体の傾向としましては、入学者選抜の結果を見てみますと、本校に入学する生徒のレベルは年々、高くなっておりまして、しっかりと進路ニーズに応じていきたいと考えております。

先ほどの遠藤校長の話にもございましたが、大学の入試問

題は、ますます思考力・判断力・表現力を評価する問題になってきていますので、新しい学習指導要領のもとで、「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指して、授業改善を進め、思考力・判断力・表現力を育成する授業にしていきたいと思っております。

私立大学入試をめぐる近年の状況として、首都圏を中心とした合格者絞り込みの影響が大きくなっております。国の「定員管理の厳格化」による助成金カットなどの規制を受けて、受験生も大学側もこれまでの経験則が通用しない事態に、対応を迫られております。来年度はさらに混乱に拍車がかかることも見込まれておりますので、生徒・保護者に早めの情報提供を行って、丁寧な受験指導で対応していきたいと考えております。

それから、学校の状況を補足させていただきます。本校これまでのSGHの取組みを目指して参りましたが、文部科学省からSGHに替わる新規事業の募集がございました。本校は「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」に申請し、3月末に採択されました。本校では先進的な探究活動につきまして、従来、「総合的な学習の時間」で実施しておりますが、今回この指定を受けまして、新しく始まる「総合的な探究の時間」を軸に更に取組みを深めていくために、市内の大学、民間企業、行政、教育委員会事務局等によるコンソーシアムを構築していくことを考えております。この取組みは、新しい学習指導要領の方向性と合致しております。また、現在進められている高大接続改革、中でも大学入試改革の方向性とも合致するものですので、必ずや進学実績の向上にも寄与するものと確信し取組みを進めていこうと考えております。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 ありがとうございます。審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 市立千葉高校の理数科の生徒は理系の学部に進む生徒が多いと思うのですが、文系に進む生徒もいるのでしょうか。また、進学先の理系と文系の割合は同レベルの高校と比べてどうでしょうか。

遠藤千葉高等学校長 2, 3名程度文系に進む生徒もおります。理系と文系の割合は、いわゆる大学進学率の高い高校とほぼ同じとされます。

和田委員 稲毛高校の文系と理系への進学の場合はどのくらいでしょうか？

佐藤稲毛高等学校長 本校は国際教養科もございまして、英語教育にも力を入れているため若干文系が多いと思われませんが、中には理系の進路を選択する生徒もおります。特に課題発見のような取組みをさせることで生徒本人の興味のある分野をいち早く確認して、理系文系を問わず進路決定に結び付ける取組みを進めている状況です。

和田委員 進学先の文系理系の詳細な割合が分かれば後ほど教えていただきたいと思えます。

内進生と外進生について、本人が行きたい大学に行ければいいのであって、必ずしも偏差値が高い大学に行くのが全てではないと思えますが、やはり数字を見ていると内進生が良い成績を残しているという印象をもっているのですが、実際はどうでしょうか。

佐藤稲毛高等学校長 確かに数字を見ると内進生の方が上位の学校に合格し進学している生徒が多いと言えますが、外進生も入学して非常に頑張っておりまして、様々な活動を通して進路決定に結びつけており、数字だけでは見えない取組みの状況までは説明しづらくはありますが、大変良く取り組んでいると判断しております。

和田委員 ありがとうございます。お互いに刺激し合って今後も頑張ってくださいと思えます。やはり数字だけで見てしまうのですけれども、先ほども申し上げましたが、本人が行きたい大学、学部に行けることが一番だと思いますので今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

なお、藤川委員は、議案第20号の陳情に係る教科用図書の方針に關係しているとのことですので、議案第20号については、控室にて待機いただきます。

(藤川委員退出)

## 議案第20号 陳情について

磯野教育長 議案第20号 陳情について、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 よろしくお願ひいたします。

議案第20号の教科書採択等に関連し、教育委員あてに提出された陳情について説明します。

10ページをご覧ください。

議案第20号の陳情は、「2019年度における公正な教科書採択のために」について次の5点を要望しています。

- 1 採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること
- 2 学校および教員の意見を尊重すること
- 3 調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること
- 4 採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと
- 5 展示会のあり方を改善し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

であります。

これらのことについて、見解を申し上げます。

最初に「1 採択の公開性を徹底すること」についてですが、本市では採択に係る教育委員会会議を公開するとともに、市専門調査員会及び選定委員会の経過説明を行っております。また、傍聴者数に関しては、通常の委員会会議よりも傍聴人数の枠を広げる等の対応をしております。さらには、教育委員会会議後に採択教科書を公表すること。採択に係る関係書類を採択期間が終了する9月1日以降に市政情報室及び市内図書館において公開することとしております。

次に、「2 学校及び現場教員の意見を尊重すること」、「3 調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」について併せて述べさせていただきます。教科用図書の研究に際して、教育に関して豊富な経験を有し、教科用図書研究について識見を有する教員を選任していることから各学校及び授業を行う教員の意見が尊重されており、報告書の内容に反映しているものと考えております。

また、選定委員会は、教育委員会関係者だけでなく学校関係者の代表、及び市民組織団体の代表から広く意見を聞くこととしております。

選定委員会で審議された調査研究報告書については、採択会議で多角的な視点から議論できるよう時間を十分にとり、採択権者の判断に資するよう充実したものとなるよう努めております。

次に、「4 採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」について、採択に係る教育委員会会議を公開で行うことで、採択が採択権者である教育委員会の判断に資し、公正かつ適切に審議されていることを明確にしており、無記名投票においても、教育委員の説明責任を果たしているものと考えております。

次に「5 展示会のあり方を改善し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」について、本市ではこれまで、広く市民が訪問できるよう土曜日・日曜日も開催しております。また、法定展示期間以外においても、常時教科書が閲覧できるよう、一昨年より、千葉市中央図書館において、小中学校の教科用図書について開架しております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

小西委員 今、事務局からも説明がありましたが、千葉市は会議を公開で行っておりますし、会議録は後日公開されていますので公開性は十分確保されていると思います。また、説明責任についても、会議の中で十分な議論を尽くしたうえで採択が行われていますのでこれまでの方法でも十分に説明責任は明確になっていると思います。

磯野教育長 他にどうでしょうか。他にご意見、ご質問等ございませんようですので、採決に移ります。議案第20号に係る「陳情第2号」を、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

磯野教育長 賛成の委員はおりません。よって、「陳情について」を、不採択とすることと決定しました。それでは、藤川委員に再度ご入場いただきます。

(藤川委員再入場)

磯野教育長 それでは、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。

報告第6号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

磯野教育長 報告第6号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 それでは、報告第6号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」説明いたします。

本規程の改正は、市長部局において「千葉市職員服務規程」が改正されたため、同様の規程である本規程もただちに改正する必要があったことから、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理として処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

資料につきましては議案書の15ページから17ページとなっております。参考資料の1ページをご覧ください。そちらでご説明させていただきます。

まず「1 改正の趣旨」でございます。

特別休暇の取得手続の一部変更に伴い、特別休暇願の様式を改めるものでございます。

続きまして、「2 改正の内容」をご覧ください。

改正の内容といたしましては、休暇の承認をより厳正に行うため、資料に記載の休暇の申請手続を変更することとし、特別休暇申請時において特別休暇願に記載すべき事項または添付すべき資料を、規定するものでございます。

最後に「3 施行年月日」をご覧ください。平成31年4月1日としております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまでで「その他」として、ご意見・ご質問等何かございますか。

磯野教育長 次に、議決事項のうち第21号から第23号までに係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。また、あらか

じめ指定した職員を除き、それ以外の職員も、退出をお願いいたします。

(傍聴人及びあらかじめ指定した職員以外の職員、退出)

議案第21号 平成31年度補正予算について

磯野教育長 改めて、審議を再開します。議案第21号「平成31年度補正予算について」、学校施設課長、説明をお願いします。

森永学校施設課長 議案書の2頁をお願いします。

議案第21号「平成31年度補正予算について」、説明します。

「平成31年度補正予算について」ですが、国の平成30年度学校施設環境改善交付金事業において、本年3月15日付で採択されたことから、一部の工事について年度内での完了が困難となります大規模改造事業7校分の今年度の歳入歳出予算の追加及び継続費の設定を地方自治法第179条第1項に基づき、市長による専決処分を行い補正予算の措置を要望するものです。

1の「歳入歳出予算額」をご覧ください。校舎等の建物全体の改修工事を行う大規模改造事業7校分の31年度の事業費となります。

補正予算額は12億9,300万円で、財源といたしましては、国費が3億7,700万円、市債が8億9,000万円、一般財源が2,530万5千円となります。

次に、2の「継続費の設定」をご覧ください。工事を行います7校のうち、小学校3校、中学校1校につきましては2か年の工期が必要となるため、継続費の設定を行います。

継続費の設定額は今年度が10億8,700万円、令和2年度は18億4,000万円で、総額は29億2,700万円となります。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 質問もないようですので、議決に移ります。議案第21号「平成31年度補正予算について」を原案どおり可決したい

と考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

磯野教育長 次に、議案第22号及び23号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いします。

(学校施設課退出)

議案第22号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」

議案第23号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」

磯野教育長 議案第22号及び議案第23号につきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。

磯野教育長 議案第22号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、及び議案第23号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、総務課長、説明をお願いします。

南総務課長 説明は、議案書と参考資料を別冊とさせていただいておりますが、本日は、参考資料を使ってご説明いたします。参考資料の1ページをお願いいたします。

初めに、これらの議案はいずれも、審査請求に対する裁決について千葉市教育委員会組織規則第8条第14号の規定に基づき、議決を求めようとするものであります。審査請求人等及び経緯につきましては、資料の「2 請求人等について」及び「3 経緯」に記載のとおりでございます。

それでは、「4 審査請求の概要、答申の趣旨及び裁決の概要」について、議案第22号からご説明いたします。

まず審査請求人から「本件学校におけるいじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」の文書について開示請求がありました。教育委員会は、この請求に係る個人情報とし



て4件の文書を特定し、そのうち2件は、その全部を開示する開示決定を行い、それ以外の2件の文書、資料の2ページ、イ（ア）に記載のある文書1及び文書2については、その一部の情報が千葉県個人情報保護条例第15条第7号柱書に該当するとして、部分開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件処分を取り消し、本件決定に当たり特定した対象個人情報の全部を開示するよう求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉県個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から「文書1の一部を不開示としたことは妥当であるが、文書2の一部を不開示としたことは、取り消されるべきである」ことを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は、答申に従って個人情報部分開示決定処分を取り消すことに決定したいと考えます。

裁決の理由としましては、文書1について、教育委員会が不開示とした部分は、条例第15条第7号イに該当するものと認められ、第7号柱書に該当するものとした教育委員会の判断が必ずしも妥当であったとはいえないものの、結論として、教育委員会がこれらの情報を不開示としたことは妥当であると認められます。しかしながら、文書2については、本件審査請求を受け、教育委員会において本件処分の妥当性について改めて検討したところ、不開示とした部分は条例第15条各号のいずれにも該当せず、全て開示すべきであったことを教育委員会は認めているため、本件部分開示決定は妥当ではなかったものとしております。

続いて、議案第23号についてご説明いたします。

資料2ページの(2)をお願いします。

まず、審査請求人から「本件事案に関する報告書。本件学校の教職員から管理職へ報告されたもので、報告に使用された文書やメモ等の資料及び電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書」について開示請求がありました。

教育委員会は、この請求に係る個人情報として26件の文書を特定し、そのうち19件の文書は、その全部を開示する開示決定を行い、それ以外の7件の文書については、その一部の情報が千葉県個人情報保護条例第15条第3号前段及び第7号柱書に該当するとして、部分開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件処分を取り消し、改めて請求にかなう個人情報と特定の上、開示するよう求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉市個人情報保護審査会に諮問を行いました。この諮問について同審査会から、「本件における開示決定及び部分開示決定は妥当であること」を趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は答申に従って本件審査請求を棄却することに決定したいと考えます。

裁決の理由については、審査請求人は、本件審査請求に係る個人情報の特定が妥当ではないことを主張していますが、それに対する教育委員会の説明自体に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件決定における個人情報の特定は妥当であったものと考えております。

なお、本件部分開示決定通知書には根拠条文や文書の標題の記載誤り等があったものの、全体的に見れば、少なくとも内容的には十分な理由提示が行われていたものと認められ、さらに教育委員会が弁明書等によって補充説明を行ったことにより、記載の誤り等に起因する本件決定の瑕疵は治癒されたものと解されるため、本件決定は妥当であることとしております。

議案第22号及び第23号についての説明は、以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 ご質問もないようですので、議決に移ります。議案第22号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第23号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

(5) 第5回定例会は、調整の結果、5月27日月曜日午後2時より開催することと決定した。

## 9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言